

令和4年第2回定例会

総務企画常任委員会  
会 議 録

期日：令和4年6月6日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務企画常任委員会会議録

---

日 時： 令和4年6月6日（月曜日） 午前9時58分～午前11時32分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（8人）

委員長	橋 村 誠	副委員長	安 達 成 年
委 員	佐 藤 文 子	委 員	秩 父 博 樹
委 員	小笠原 昌 作	委 員	小 松 栄 治
委 員	高 橋 敏 英	委 員	鎌 田 正

---

欠席委員（0人）

---

遅刻委員（0人）

---

説明のため出席した者

【総務部】

部長	福 原 勝 人		
総合防災課長	佐 藤 大	総合防災課参事	藤 田 勇 人
選挙管理委員会事務局長		選挙管理委員会事務局参事	
	佐 藤 直 史		小田嶋 由紀子

【企画部】

企画部長	伊 藤 公 晃		
移住定住居館課長	高 橋 進	移住定住居館課主幹	佐々木 彰 仁
交流振興課長	山 田 由紀子	交流振興課主幹	今 野 幸 喜

---

議会事務局職員出席者

事務局主査 藤 澤 正 信

---

## 審議案件

- 第1 議案第65号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第67号 財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）
- 第3 議案第69号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第71号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第74号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）
- 第6 陳情第7号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

---

午前9時58分 開会

○委員長（橋村誠） 皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願います。

また、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてから願います。

はじめに、当局より挨拶をお願いします。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 改めまして、おはようございます。

議案審査のため、委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日、ご審議をお願いいたします案件は、選挙管理委員会関係で、条例案1件、総務部関係で単行案1件の合計2件であります。

内容につきましては、この後、選管の事務局長並びに総合防災課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、説明は座ったままで簡潔をお願いします。

---

○委員長（橋村誠） はじめに、議案第65号、大仙市議会議員及び大仙市長の選挙にお

ける選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤直史） 選挙管理委員会事務局、佐藤でございます。

よろしくお願いたします。

本議案説明の前に、同席の職員を紹介させていただきます。小田嶋参事でございます。

それでは、議案第65号、大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の4ページと5ページをご覧ください。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、同選挙に準じて、大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、5ページ記載のとおり、第4条第2号アの一般運送契約以外の選挙運動用自動車の借り入れの公費負担の限度額、1日当たり1万5,800円を1万6,100円に改め、同号イの一般運送契約以外の選挙運動用借り入れの自動車に、供給した燃料代の公費負担の限度額、1日当たり7,560円を7,700円に改めるものです。

第7条の選挙運動用ビラについて、製作に係る1枚当たりの公費負担の限度額7円51銭を7円73銭に改めるものであります。

第9条の選挙運動用ポスターについては、製作に係る公費負担の企画費31万500円を31万6,250円に改め、同条第1号のポスター掲示場の数が500以下の場合には、1枚当たり印刷費525円6銭を541円31銭に改め、541円31銭に、当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額、また、同条第2号のポスター掲示場の数が500を超える場合は、26万2,530円を27万655円に、1枚当たりの印刷費27円50銭を28円35銭に改め、27万655円と、27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計とするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、当日以後にその記述を告示される選挙から適

用されるものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません、ちょっと教えてください。

選挙ポスターの代金の他に、企画費だがつて、まだ別枠で…つが、あれデザイン料どがのごどなんだがや。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤直史） はい、デザイン料等になります。

○委員長（橋村誠） はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） 印刷費の他の別枠という考え方でいいんですよね。

（「そうですね。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） 大概是、みんな込みで請求されるごどだべどもすよ、んだども厳密には印刷費とデザイン料ど、枠が別々あるという考え方でいいごどですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一般自動車については、今回の改正には載りませんが、現実的に、ハイヤー協会等で規定している料金というのは、今の選挙公費負担の上限枠よりもかなり現実、高くなって設定されているようで、私事ではありますけれども、いわゆる上限をいただきましたけれども、それを超える部分、かなりの金額について、自動車、一般、タクシー会社等に払ったわけですが、そうした意味で今回の条例改正に一般運送についての改定がないというふうなのは、その辺での配慮、考慮、そうした検討は一切なかったものかどうか。ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤直史） はい、今回の額の値上げっていうのは、諸物価がいろいろ上がっているということで、上げた事だと思いますけれども、今回のものについては、これ結局、国の選挙に準じているものですので、今回は国の方なかったのも、市の方も、そうさせていただきました。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　今回は、国の施行令の改正ということに伴ってのあれですけども、一般運送による契約に関わるその料金についての、やっぱ改定も、そろそろ必要な現状がありますので、ぜひその点も国の方として検討されるように要望していただければというふうに思います。以上です。

○委員長（橋村誠）　はい、局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤直史）　はい。検討されるように要望していきたいと思っています。

○委員長（橋村誠）　他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠）　なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案とおりの可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠）　ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠）　次に、議案第67号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課（佐藤大）　総合防災課、佐藤でございます。

説明に入る前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田参事です。

それでは、議案第67号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー1の議案書8ページでございます。

また、説明資料につきましては、タブレットのサイドボックス内に別に準備してございます、総務企画常任委員会資料をご覧いただきたいと思います。

資料の表紙、めくって1ページ目をご覧ください。

取得する財産は、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車4台でございます。

取得理由につきましては、現在配備されております積載車のうち、老朽した車両を計

画的に更新し、災害時に確実に対応できる体制を構築するためであります。

入札につきましては、品番指定とし、トーハツ株式会社製の小型動力ポンプとそれを積載するデッキバンタイプの軽四輪駆動車となっております。

品番指定の理由といたしましては、一番下の「9」でございます、消防団が使用するポンプは、トーハツ株式会社製と株式会社シバウラ製の2社により製作されております。2社のポンプを比較しますと、カタログ上の性能に大きな差異はございませんが、現在、市内で配備している小型動力ポンプの8割以上がトーハツ株式会社製品となっております。

このことから、消防団からも操作性、信頼性の面で定評があり、これまでの消防団幹部会議においても同社製品を強く要望されているものでございます。

業者選定につきましては「8」にありますとおり、大仙市入札参加有資格者名簿に登載されているのはもちろんのこと、トーハツ株式会社の県内代理店で、故障等の際に迅速な対応ができる業者を選定しております。

以上のことから、株式会社タカギ及び株式会社高義商会の2社によりまして指名競争入札を実施した結果、2,444万円で株式会社高義商会の落札となり、消費税を含む2,688万4千円で同社と仮契約を締結しております。

予定価格に対する落札率は、92.8パーセントとなっております。

資料の2ページ目、次のページをご覧ください。

上段の写真が、積載車の写真でございます。

1台当たりの予定価格が税抜き価格で約658万円であり、この内訳としましては製造費込みの車両価格が約430万円、中段の写真が小型動力ポンプで、こちらの税抜き予定価格が約228万円となっております。

下段が配備する支団となっており、今年度は西仙北支団へ2台、中仙支団へ2台となっております。

なお、納期限につきましては10月31日となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 4台、西仙さ2台、ありがとうございます。で、前も積載車関係、

何年頃に前のやつは買って、何年経ったもんだが、併せで、この積載車は下取りにやるもんだが、そのまま使えることもできるもんなんだが、ひとつお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

今回、西仙に配備される車両につきましては、平成9年と平成7年に導入した車両でございます。それから約20年以上経過しているということで、今回車両の更新をすることになっております。あと、中仙分団に配備される2台につきましては、どちらも平成9年の納入という形でございます。

今後ですね、廃棄となります車両につきましては、財産活用課の方で処分いたしますけども、こちらにつきましては、車両としては、多分もう使えないと思いますので、多分そういった業者に引き取っていただいて、大体2万円程度で買い取りされるというふうになっております。

○委員長（橋村誠） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 2万円程度、これ今の新しい買う業者の方ど、下取りは可能だったもんだが、まずよ、だめだって言いながらも、たいてい我々も十何年しまえば、だめだどって言うんだけど、やっぱり5万円前後で持っていってもらってらんだすよな。2万円ってばスクラップ以下でねが、これ。なんただもんだげ、そのあたり。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 購入業者に対しての下取りにつきましては、こちら引き取りはしますけれども、料金は発生いたしません。で、この2万円っていう価格は、小松委員がおっしゃったように、リサイクル業者へほぼスクラップの鉄くずという形で換価しているということでございます。

（「わがった。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他に、秩父委員。

○委員（秩父博樹） こういうのって特殊車両だけど、例えばこういうのってオークションにかけるってことって可能なのか、不可能なものなのか、そこってなんたもんなんだすべな。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

オークションにかけることは可能だと思います。実際にそういったことをやっている

自治体もあるようです。

ただ、先ほどお話したように、価値としてはあまりそれほどないということで、ポンプにつきましても使えるものについては、車両から外して予備ポンプとして配備してまでするので、実際にはポンプも使えなくなったポンプを廃棄するというような形になりますので。やればできると思うんですけども、実際には、大仙市ではそういったことはしておりません。

○委員長（橋村誠） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） いずれにしても、比較してどちらかでも、少しでもお金になる方法を採った方がいいのかなと思ってでした。あの、今後もその辺も含めながら検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） この装備するごど、そのものがもう素晴らしいことだ、いいごどだとは思いますが、当然年数経つと更新、これもまず常識の範囲内だと思いますけれども、実はこの車、ポンプのことだけじゃなくて、例えば、サイレンどが、あるいはこの前から要望しておりました貯水池の給管の問題どが、こういったごどでちょっとお尋ねしたいんですが、実は皆さんご案内のとおり、今年の4月に私どもの地域で火事があって2、3軒が延焼したわけですが、最近になっては大きな火事だなんて思ってますけれども、朝間、2時頃出火したらしいけれども、全然サイレンが鳴らなかったわけで、これどういうごどだやど聞いだごど、サイレンは格納庫の屋根の改修ど同時に外されで無がったと、こういう実態が浮かび上がってきたわけで、近辺、周辺の皆さん、あるいは集落の中でも、特に自治会長さえ2時頃出火したの、朝の5時半に支所長に電話もらってやっと覚えだど、こういう実態が浮かび上がってきたわけで、いやこれサイレンで必要だが必要でねがいろいろ議論するところもあると思いますけれども、災害の際には基本的に必要な備品ではないのかなと、こう思っているわけで、こごら付近はどういった解釈をしておりますか。あるいは例えばこれを購入するっていえば、それぞれ経費はかかるわけだけれども、いろいろこのポンプど同じで、いろいろ起債起こしたり、あるいはいろんな財政対応ができるのじゃないのかなと私は思いますけれども、これについてひとつお願いしたいと、まずはお聞きしたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 鎌田委員のご質問にお答え申し上げます。

消防のサイレン等につきましては、現在、支所単位によって設置している支所としていない支所とございます。で、現在設置している支所につきましては、それを今後継続して使用していくかということについては、支所内で協議をさせていただいているところがあります。

ただ、現在、市の方向性としてはどうということになってるかということ、サイレンについては、今後は更新をしないというような方針に向いております。で、その理由としましては、やはり要は「火事ぶれ」するというような一つの目的もございますけども、今、高気密な家ができてきて、中にはですね、サイレン鳴らしても聞こえないというような状況が一つに出てきていると。

もう一つはですね、消防団に周知するというような役割も果たしているということで、こちらの方につきましては、消防団については、そういったメールであったり、ラインであったりというような電話等について連絡するような体系ができてきておりますので、そういった形で代用していきたいというふうに考えております。

で、やはり火事以外でもですね、災害が起きたときに、要はサイレンで知らせしてほしいというような要望もあるんですけども、なかなかサイレン一つで何が起きてるかっていうことを全て、ちょっとお知らせするということができなくなってるものですから、やはりちょっと大雨の時であれば、やっぱり音が聞こえないであるとか、なんで鳴っているのかが分からないというような、中にはそういったご意見もあることですので、ちょっと災害に対しての住民への連絡手段としましては、いろんな方法を活用させていただいて、周知の方法を多様化して進めさせていただきたいと考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今、課長言われた、それも一理あると思いますけれども、皆さん今、年配の方も特に、例えばラインどがメールどが、そんなもの全然分らない人、確かに今、住宅事情も高気密化になってるごども分かる。されど、高気密化って全員なってるがっていえば全然なっていないわけだ。統計的には私分がりませんけれども、高気密化になってる最近の住宅状況って何パーセントなってるが、私分がりませんけれども、やっぱり田舎ではまだまだサイレンに頼らざるを得ない、あるいはサイレンが鳴ることによって、地域住民がいろんな活動もしやすい、あるいは自己責任の中でもいろいろ行動も起こししやすい。そういった面もあるのではないかということもあると思うし、それがらまだ、

今まで、サイレンがお昼の時報代わりに使ったりなんかしている地域もあるわけで、これはまずいろいろ地域ではすぐ側の人ほうるさいどが、あるいはいろいろ困ったどがっていう声もなきにしもあらずですけれども、災害の際は、やっぱりサイレンはまだまだ必要な地域もあるのではないかなと、今言ったように、特に私どもの田舎に入ると、旧大曲市内のど真ん中ならまだしも、田舎ではまだまだサイレンが必要な地域があるのではないのかなと、私はこう思っているわけで、そごら付近、やっぱり分団ども、よく連携を図りながらやっていただきたいということ一つ要望と、それがら前回の委員会で…前々回だったかな、いろいろ皆さんに大変難儀掛けて、貯水池の給水関係に関してもいろいろパイプ設置していただいたところもあるわけだけれども、最近の貯水池は皆さん給水しやすいようにできておるわけだけれども、旧町村単位で造った貯水池なんかは、まだまだマンホールのふた閉めっぱなしで、冬の間は全部そこまで常時雪かきしなければいけない、その雪かきする人は自治会なってみたり、消防団の機械係と称する団員がやったり、結構苦勞している状況下にあるようですので、是非とも吸管的の設置について、一気に全部とは私言いませんけれども、年次計画を立てながら給水しやすいように、あるいは消防活動しやすいように設置の方向へ持ってってもらいたいなと思っておりますんで、この点についてなんですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） まずサイレンの必要性につきましては、一方的に廃止という形はとっておりません。地元とも協議させていただきまして、必要であれば修繕という形もございますので、西仙の大沢郷につきましては、今一度、ちょっと支所の担当と、あとは地元の方とお話をさせていただきたいと思っております。

あと、もう一点、貯水池…防火水槽の吸管的の件ですけれども、これについても、冬季間の除雪等、大変なことございます。これに関しても、消防団あるいは地元の自主防災会にお願いして、除雪をしていただいたりというようなことをやっています。

中にはですね、やはりどうしても除雪が大変で、いざというときに水が吸管から引き出せないというような箇所もあるようです。これにつきましては、我々も調査をしておりますけれども、今一度、再度全市調査いたしまして、もしそういった箇所が多数ある場合には、年次計画を持って、消火活動がしやすいような環境づくりをさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今、貯水池って話あったんですけど、実は私の方で2年前から貯水槽の中さね、水、みんな漏れで空っぽ。ということで今、今日、修理に入っています。おとといたすか、修理している人方と話したら、なんとやっぱり老朽化して大変なもので、中の、プロだがらなんとたふうにしてら分がねども、とにかく大変だもんだし、これは今後、他にもなければいいもなという話でした。それで、2年もなったわけですけども、うちの方今やってるんですけども、他の方でもよ、そういうごど貯水槽の水ねなんてごどあれば大変な事だがら、点検なりそういうのやっぱり消防団の人方もやってると思いますけれども、そごの確認っちゅうが、そういうものをきちんとしておかなければ、今あまり使用はしないっちゅう話は聞いてらったんですけども、だけれどもある以上は、万が一、火事の時には当然使うでしょうから、どうがひとつ、そごのあたりも安全・安心の立場でよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小笠原委員のご質問にお答え申し上げます。

防火水槽、貯水槽の点検等につきましては、毎年、消防団と一緒に点検をしております。で、万が一、不備があった場合には、修繕するというようなことをやらせていただいておりますけども、小笠原委員地元の防火水槽を私も見に行つて確認をしております。こちらも漏水してあつたためですね、原因究明するのにちょっと時間を要しまして、修繕まで2年ほどかかってしまいましたけども、近くにちょっと消火栓もあるということで、このような形で2年ほどを要してしまいましたけども、実際にはですね、そういったものについては、すぐ改修できるような体制にはさせていただいております。今後ですね、より一層点検を強化しまして、いざというとき使えないということがないような状態にしてまいりたいと思つております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すいません。積載車でねぐ、私も鎌田委員と同じぐつてサイレン必要だという立場でちょっとしゃべるすども、うち方のまず分署自体さサイレンがないというごどを聞いたので。で、町内さは1カ所あるわぎよな、サイレン。前、参事さもちょっとお話したつたども、要は火事になったときに分署から、ボダンこ一つでサイレンが鳴ると、ちょうど町の中心地なので、だっけその器具も老朽化してるし年代も経つてるなだがら、まず壊れでしまつて、修復もできねという状態であるという話も聞いたども、へば鳴らねのがよつてなれば、だども人の手で鳴らすと。分団が火事なれ

ば走って行って、ボダンこ押して鳴らすぞ。今時には珍しいな、まずすな。本当からいけば、消防署からボダンこ押へば、当然火事の通報は消防署さ入るので、消防署でボダンこ押へばサイレン鳴るっつう仕組みが一番いいごどであって、周りの人だちも当然鳴るべなど思っていれば、ながながタイムラグあるわぎよな。ある程度燃えてしまっながら鳴るどが。で、ボダンこ押す人が、24時間365日、それやれだがつてなれば、へば1番目の人鳴らせねば、へば2番目の人鳴らすなんて、今時そんな話だがどいう考え方だども、いずれその中心地でちゃんとそのサイレンがあるのであれば、それはやっぱり維持していってもらいたいなという思いがします。で、今までも、ボダン一つで鳴るようなのあれば、いくら経費がかかってもそれは修復してやっぱりやってもらいたいなという。そごで暮らす3,000人、4,000人の人さ、例えばメール登録してもらって、何か災害あったづぎにメールでお知らせするっつうやづが、全員さ行くがどなればそれはそうではないだろうし、今までも、鎌田委員と同じように、今までもサイレンで「火事ぶれ」するというふうなことがもう定着しているので、それ変えとなればなかなかやっぱり難しい部分があるので、そこら辺も含めで、検討していただきたいなと思ってます。基本的に俺、消防分署さサイレンあるど思ったば、ねやどいうごどだったがらすよ。消防署にサイレンねやっつうのもちょっとど思っただので。はい、以上です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 安達委員のご質問にお答え申し上げます。

太田の消防サイレンに関してですけれども、基本的には、消防分署にサイレンは設置してございません。で、大曲の消防署にはあるんですけれども、これも市のサイレンを設置していただいと、預けてるといような形でございます。

必ず火事が起きた際に鳴らしているかという、大曲地域も広いので、必ずしも鳴らしているわけではございません。で、太田につきましても、現在あるサイレンの位置は変わっておりません。ただ、太田もですね、支所が分署にお願いをして、そのスイッチを設置していただいたという経緯があるようでございます。

火事の際に、出動する際に、消防署員が押して火事をお知らせするといような形にしてあったようすけれども、こちらの方が壊れて使えなくなったので、撤去したといようなことを伺っております。で、これを修繕するか新しいものを設置するかといことについては太田の支所と、あとは消防団との協議をさせていただきました。その時

点での結果から言いますと、要は消防団員が出動する際にスイッチを押すというようなことで、合意を得ておりました。ただ、できれば火事が起きた際に自動で鳴らせる方がいいというお声も今だにございます。

この件に関してはですね、もうちょっとお時間をいただきまして、こういった形にするのがベストであるか、たぶんスイッチを預ける予算もかかることですし、改めて消防署にもお願いに上がるということもございますので、ちょっと預かりという形でやらせていただきたいと思います。

○委員長（橋村誠） いいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩します。

---

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

---

○委員長（橋村誠） 審査を再開します。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いします。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 改めまして、おはようございます。本日は議案等審査のため、委員会を開催していただきましてありがとうございます。また、午後には所管事務調査がございますので、併せてよろしく願いいたします。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、移住定住交流推進支援事業に係る一般会計補正予算（第2号）と、追加提案させていただきました、ふるさと納税を活用した寄附により、避難民の方々を支援します、大仙市ふるさと応援基金条例改正案、それ

に伴います、一般会計補正予算案（第3号）の案件でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長の方から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、ウクライナの関係で若干、情報提供の関係で説明させていただきたいと思っております。

避難民の方、報道等でご存知かと思っておりますけれども、5月の9日、県内で初となる受け入れを行ったということで、これにつきましては市内の民間事業者が身元引受人になっておるものでございます。避難民の方は母子、お二人ということでございます。

こちらの方で、生活する上で必要となります衣食住、これにつきましては身元引受人をはじめ、支援者の方々が行うということになっておりますが、市といたしましては県、それから県の国際交流協会、こういったところと連携しまして、ご本人たちの意向に合ったサポートを行うこととしたものでございます。

当市に居住するということになりましたので、必要な手続き等の助言を行いまして、5月13日にはビザの方の切り替えを行っております。このビザの切り替えを行ったことで、住民登録が可能になったということ、それから保険証を持つことができるということ、それから子供さんの学校への教育、入学が可能というふうになったところでございます。

子供さんにつきましては、日本の小学校に通いたいし、日本語を習いたいというような意向がございましたので、6月の1日から太田東小学校の方に通学しております。本人、本国ウクライナの授業、これもオンラインで行っておりますので、これが6月の8日まで行うということでございますので、そちらにつきましては、半日通学するということですので。6月の9日からは1日を通した形での通学ということなるということでございます。6月1日は、登校した際にですけれども、日本語で挨拶をしたというようなこと、それから周りの子供たちの円に溶け込んでいたという様子を伺っておりますので、こちらとしては一安心といったところでございます。

県におきましても、ウクライナ避難民支援に係る補正予算の方、これ医療費の関係でございますが、こういったものを上程しておりますので、県とともに連携してサポートしてまいりたいと思っております。これからやってみないと分からないというようなこと、いろんなことが出てくると思っておりますので、その時には行政としまして柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

支援金でございますけれども、この後説明いたします「ふるさと納税」、これの他にですね、現在、本庁支所の方から窓口の方に、募金額の方を設置させていただいております。それから、大仙市の国際交流協会、こちらの方でも寄附を募集するということになりましたので、支援する窓口もさまざまございますけれども、皆様からのご協力の方をお願い申し上げまして、簡単ですが報告とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。

---

○委員長（橋村誠） それでは、議案第69号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋進） おはようございます。移住定住促進課、高橋です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席している職員を紹介させていただきます。移住定住促進班班長の佐々木彰人副主幹です。

それでは、議案第69号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、移住定住促進課所管の予算について説明させていただきます。

資料は資料ナンバー3-1、令和4年度補正予算（案）6月補正②の事業説明書4ページをご覧ください。

2款1項11目23事業、移住・定住推進事業費は200万円を補正するもので、財源はその他財源として、移住・定住・交流推進支援事業助成金であります。

今般の補正につきましては、一般財団法人地域活性化センターが昨年11月から本年1月まで募集しておりました令和4年度「移住・定住・交流推進支援事業」に、民間団体が実施する大仙市関係人口創出事業が3月14日付で採択されたことに伴う補助金の補正であります。

なお、地域活性化センターへは市から県を経由して申請しているため、市に一旦助成金が入ってから実施団体に交付する、いわゆるトンネル補助になります。

採択された事業概要につきましては、映画をコンテンツにして都市部在住者と大仙市民、特に若い方々が一緒に大仙市の魅力を体験できるイベント等を企画開催するものです。

実施主体となる団体は、地域の魅力を活用し、関係人口の創出、交流人口の拡大を図るため、大仙市内の交流スペース所有者やアウトドアショップ経営者等のほか、首都圏で各種交流イベントを手掛けている団体で構成されております。

事業費は、イベント開催に係る報償費や需用費、会場使用料等、200万円であります。

事業内容は、映画鑑賞による交流ではなく、ワークショップを開催して、参加者それぞれが大仙市の地域素材を洗い出し、その地域素材と映画に出てくる自然や食などを組み合わせ体験できるイベント等を企画検討し、そのイベントをオンラインや、実際に都市部から大仙市に来ていただいて開催するものとなっております。

想定としましては、例えば、スティーブン・スピルバーグ監督の映画「ジュラシックパーク」で恐竜が生息する自然と大仙市の自然を融合させたイベントや、宮崎駿監督のジブリ映画に出てくる食などを大仙市にある食材で作るイベントをイメージしているとのことであります。

以上、移住定住促進課所管の補正予算について説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。安達委員。

○副委員長（安達成年） ごめん、あのすいません。前にも何か聞いていた気するでも、移住した人の実績つつうが人数つつたらいいが…、であの、カウントの仕方がなんか途中がら変わったすよな。これって、実質の数字ってこれでねすでな。本当に、例えば今年本当に移住してきた人、この数字ど違うでな。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） この事業説明書の方に、令和3年度目標「649」、実績「382」っていうところにつきましては、5年以上、大仙市に定住する意思のある者ということで、市民課あるいは市民サービス課の窓口で、県でやってるアンケートあるんですけども、そちらで「5年以上定住する。はい・いいえ・わからない」のうち、「はい」で答えた方々の人数になってますので、実際「いいえ」で答えた、あるいは「わからない」で答えた人方がそのまま5年以上いる可能性もありますので、議員おっしゃるその、実際に移住した方っていうのは、もっともっと多い人数になることになりませぬ。

○委員長（橋村誠） はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） せばすよ、そうだとすれば、この表の作り方もだすで、本当に入ってきた人と、単なるアンケートさ答えた人どだば、やっぱり何となぐ、それを使ってごさ移住してきたよどが、移住の実績だよつうのも、何となぐすな、まず市の予算を執行していぐつう段階において、要は架空の数字ど、実際の数字ど、という極端だどもそういう見られ方する場合もあるごどなので、そごはちゃんとした数字にした方いぐねがなど思うんだすでも、何とだすか。これは、何としてもこういう作り方をしねばいげねやどがだすかや。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 移住定住促進アクションプランというのがありまして、そこで定義しているのが、この、ちょっと文字小さいですけども、そこで令和2年度以降は、本市に5年以上居住する意思がある方っていうことで、アクションプランで載せているために、その目標数値に対してその実績が幾らかっていうのをこの表で表してることですので、実際移住した人が何人いるかっていうのは別の数字です。もしあれでしたら、その数字も一緒に載せる形にすれば分かりやすいかなと思いますんで、ちょっとそこは改善、考えたいと思います、はい。

○委員長（橋村誠） はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） ちなみにへば、R2どR3って何人だごどだすか。

○移住定住促進課長（高橋進） この「405」「382」じゃなく、実際に。あーっとですわね…。

（「いっす、手元にねば」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） もっと具体的にどいうが、掘り下げた話して申し訳ねども、実態、この大仙市交流協議会って会長さんはなんという方。どごでやってるのこれ。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） まだ立ち上がってないみたいなんですけども…ちょっとお待ちください。当時の申請の時の案みたいですけども、グランドパレス川端の社長さん、あとはアウトドアショップの山小屋を経営している高野さん。それから、起業を支援する団体「A r i n o s」の社員だったり、あと北都銀行の方だったり、また…。

○委員（鎌田正） 課長、あどいい。私なしてそなたごど聞くがってば、確かにそなた人

方、立派で素晴らしい人だと思う。実際に、その人だち活動してらもんだすか。例えばもちろんその川端の社長がよ、その人も分かるすよ。その人、本当にこの交流の事業について、末端まで理解してその若い人だちを本当に、なんと云うが交流しながら、実際の今、安達委員でねでも実績さつながらいるが、定住のただ、定住の。これ確かに令和2年、3年で400人も300人もいるんなばいいんだども、実態ど、かなりかけ離れでるんでね、実際の定住した人ど。これはこれで何も、あんまりあんだ方も立場上あんまり言われねべども、我々がらみれば、こんたに移住者いるなんて素晴らしいなんて一瞬思ったけれども、実態は違うんだすべ、実態は、本当に実態は。本当に実態はって言い方、適当でねでも、何人なつてらもんだすか、大仙市で去年。例えば、令和3年でもいい、10人足らずだすべ、んだんでねが。やっぱり300人も移住してらんだがや、実態は。

○移住定住促進課長（高橋進） はい、あの、窓口に入居の転入届け出されたときに、5年以上いると答えた人の数は…。

○委員（鎌田正） いやいやそれは分かったども、実際に住民登録した人何人いだって、今聞きでの。

○移住定住促進課長（高橋進） 県外から来て…。

○委員（鎌田正） 県外から大仙市に、なして私こういうごど言うがっていえば、実は昨日だすで、うちの方で里山…何だっけ、事業名忘れだども、里山だがつて <sup>はつかみ</sup> 椒 沢ってごどで、ちっちゃい山小屋建でで、昨日、交流しましよと、それ協定してやるって、県がらの補助金もらって建でだ、ちっちゃ山小屋あるんだども、山小屋、山さ建でだども、結構多ぐ人来たんだな。そのグリーンツーリズムどが、そんた人だちと交流しましよとって頑張っているわけよ、うちほの若い人達。これどは事業違うども。ただその人だちも、将来こんた田舎もいいなって、移住したいなって言っではけるども、その人自分達で本当に自分の実費払って、あるいはなんぼが会費もらって交流を深めでるわけよ。したらこの200万で、この協議会を通じねば200万円の助成をしてもらえねんだすべ。

○移住定住促進課長（高橋進） そうですね。

○委員（鎌田正） したがら誰が先なって誰がこういっただごどやってるのがって聞きでぐなってきたんだよ。もう少し、何回も言うども、川端の社長、立派な人だから俺いいども、本当に、実際に、ネクタイさねで、作業服着て、グリーンツーリズムどが交流している人だちにこういっただ恩恵を与えてやらなければ無意味だど思ってるんだ、本当は。

確かに、帳面上よ、こうやって交流してきたごどって、帳面<sup>づら</sup>面見で300人、400人  
いだっていうごだども、実態どかなりかけ離れた、こんたごどやって無意味でねがな  
ど思って、せっかぐ200万ももらってよ、実際にやってら人だちは自前で東京の方の  
辺さまで行って、なんとが来てけれってお願いして、田植え経験させたり稲刈りさせだ  
り、そんけまでやって難儀した割に、何にも効果っていががなもんでしょうがなって言  
いでのお私は。それでしゃべってで、あまりこれ以上掘り下げればあんたも立場ねべが  
ら、あどしゃべね。分かりました。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この移住定住促進事業、中にその交流推進事業というふうなのが加  
わって、最近やってるのは、いかにやっぱりこの県外、若い方々との交流というふうな  
ものでつながっていくかというようなところに、ちょっとこの重点が置かれているよう  
な気がします。さまざまなイベントを企画して、それに参加する若者たちを増やしてと  
いうふうなことで、そもそもその定住、移住を目指すところが少しずつこの柔らかくな  
ったというか、あれが、そういうふうな感じがします。実際問題、移住・定住を進める  
上では、若者がここに来てどういう生活が得られるのか、あるいは、まず働き場所がち  
ゃんとあるのか、そうした実際のこの移住できるまち、定住できるまちというふうなこ  
とになるための諸問題に、根本からやっぱりこの検討していく、それはここの課だけで  
はなく、さまざまな移住定住者…、建設部やら福祉部やら、さまざまなこの総合的な、  
全庁的なこの中で、本当にこの定住、移住を図るっていうのには、何が必要なのかわ  
ゆうなのは、もう少しこの交流だとか行ったり来たりだとかっていうふうなだけじゃな  
くて、実際にやっぱり真剣に定住、移住を図っていくと、そういうための方策というふ  
うなものは全庁的に、やっぱり現実、何回も言うようだけど、住みたくなるまち、こ  
こに移住したいまち、こういう定住したいまちというふうなところに、ちょっと絞ってね、  
やっぱりこの、検討を図っていくべきじゃないかなっていうふうなことをちょっと思っ  
ています。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 議員おっしゃるとおりだと思います。今、第2期の移住  
定住促進アクションプランが動いてる。で、令和2年度、3年度、今年度が最終年度で  
あります。来年度から3期のプランを策定しますので、今年度、今おっしゃったとおり  
各部局の部長さんであったり、課長さんと一緒に、そのプランを策定していくに当たっ

て、いろんな大仙市を選んでもらうための政策なりを検討して盛り込んでいきたいなど考えております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、よろしくお願いします。で、いずれこの事業を立ち上げたときの財源というのが、財団法人何とかセンターとか、そういったところの財政裏付けがあったというふうなこともあって、内容的に制約される部分もあろうかと思えますけれども、先ほど言った、やっぱり方向で、本当に定住移住につながるまちづくりのために、なお、頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今までの言われた方々も全く同じなんですけど、何人来てるが分かんないけども、今まであちこちから来ている人方の声、この大仙市に来て良かったなど、こういうところがもし改善されればとか、そういうふうな声を集めてるものか。それから、今あちこちの本屋さん行くと、すごくこの移住定住だとか、田舎暮らしだとか、そういう本がたくさんあります。そういう中でも秋田県の中でもやっぱり、行政を通してPRしているところもあります。そういうところには、我が方としてはどういうふうな対応をしているのが。まずあの、ここに住んで良かったなという声、そういうものもちょっと考える必要があるんじゃないかなと思えます。ありったげPRした方がいいと思えます。特に農業分野についてなんかも、いろいろあろうかと思えますから、どうかよろしくお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） まず1点目のお話ですけども、今回アクションプランを立てるに当たって、いろいろ市役所職員だけでやっぱり分からない部分ありますので、我々で把握している移住者の住所が、その支援している、住宅取得支援ですとか、引っ越し支援ですとか、あとは子育て若者世帯の支援ですとか、そういった人方に、過去3年ぐらいの支援を行った人に対して、ちょっとアンケートを取って、その結果をそのアクションプランにつなげたいなどはまず思ってます。

2点目のいろいろな移住に関する雑誌ですとかありますけれども、うちの方でその情報をキャッチしている部分については、そこに移住支援制度を掲載してもらったり、あとはその空き家の情報を掲載してもらったりとか、そういうふうな取り組みは実際やらせてもらってはいます。

その、最後の農業者っていう話でしたけれども、今回アクションプランを策定するに当たって、外部の方8人を委員として考えてますけども、うち4人を移住者、実際に大仙市に来た移住者をそのメンバーに入れてます。子育て世帯、それと来て起業した方、今おっしゃった農業の方も、こちらでおじいさんがどうも農業してたんですけども、もうお年で辞めるって言ったときに、県外で住んでたお孫さんがそれはもったいないということであらっしゃった方がいまして、その方もメンバーに入っていただくことで、いろいろな視点で、その移住者の皆さんの視点で、今回プランの策定に取りかかっているなと思ってます。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） それどね、大仙のふるさと会、旧市町村あるわけですけども、そういう方々との、幹部方いると思いますけれども、連携はなんとふうになってらmondsか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） ふるさと会、八つの幹部さんの方々とその懇話会っていうのがあります、ふるさと懇話会。それが過去2年間中止になりましたけれども、今回予定では7月2日の日に開催されることになってますので、そちらの方に出席、誰になるか決まってませんが、行っていろいろ情報交換でしたり、ふるさと納税のお願いでしたり、それこそ移住の件ですとか、いろいろそこら辺はお話できる機会、今回ありそうなので、そこではちょっとお話してきたいなとはと思ってます。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい。

○委員（鎌田正） 課長、悪いどもよ、参考だでもよ、南外地域で若い人、夫婦で、東京どどっかだがかがら来た人いるんだよ。

（雑談あり）

○委員（鎌田正） 珍しい人ですよ。こいんた人だちこそ、助けでというが、別に金やれというそういう意味じゃなくて、いろんなごどで支援してやるべきでねがなど思って、今時カヤでやる人、本当珍しい。自分でカヤ買って、屋根…ほんとな、俺びっくりした、あの人どご見で。

（雑談あり）

○委員（鎌田正） だがらこんた人だちがら意見を聞くことが、俺なんも立派なよ、どごその会長なの社長なんていらねがら、こんた人の意見を聞くべきでねがなど、私はそう

思っておりますけれども。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（橋村誠） 次に、議案第71号、大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 議案第71号、大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。資料ナンバー4、議案書の1ページ及び2ページをお願いいたします。

今般の改正についてであります。ふるさと納税による寄附金を積み立てる、ふるさと応援基金条例、第2条第1項において、基金を充てることのできる事業を定めております。

また、同条第2項では、当該事業の実施時期等を考慮し、特に必要と認める時は、ふるさと納税による寄附金を基金に積み立てず、第1項で定めた事業に充てることのできると規定しております。

現在、その事業につきましては、観光交流等に関する事業、高齢者福祉に関する事業、自然環境保全に関する事業、子育てと教育の充実に関する事業及びまちづくりと定住促進に関する事業の五つとなっておりますが、自然災害など有事の際の避難者支援に係る事業にも活用できるようにするため、条例第2条第1項に第6号として「災害その他特別の事情による避難者支援に関する事業」を加えるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いい

たします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） ごめんなさい、災害その他にふるさと納税を充てるってごどだすべった。これもまだ次の部分出はってくるんだども、別の部分で事業説明書さはほら、ふるさとのやづ、まだ俺先さ進んでしまって申し訳ねんだども、それウクライナの人さやるどってだば寄附するという、限定になってらすね。へば、これ2段階でいってらごどなんだがや。ちょっと先さ進んでしまった話して申し訳ねんだども、違うっけが。次の説明の中で出でぐるんだと思うども。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 例えばですけれども、大仙市のふるさと納税のそのサイトの中に、今回、後で出ますけれど、ふるさとチョイスというサイトを考えてますけれども、そのなかにウクライナ支援っていう、一つの返礼として載せて、ただ返礼品は出ませんよというところに、寄附をもらったものを今回交流振興課で上げている予算の方に充当するといいますか、基金に積み立てず、そのまま充当するというような形を今回は考えてます。

○副委員長（安達成年） だどすればこれって、災害って書いでら、災害どが何がのづぎに、不測の事態にやるってやってら中さ、次ではこんだ、ウクライナってやってらごどだすべったな。使い方つつたらいいが、ウクライナさだけやるごどだすべったな。今の段階は、違うが。「災害、その他」つつうやづ作ったなだから次、ウクライナってやづに持っていぐつつうごどだべでも、へば、別から来たやづも、次の段階でまだそれさ限定したやづを随時ふるさとチョイスさ作っていぐつつうごどだだがや。ふるさとチョイスさ寄附する人だちは、ウクライナさやるどってチョイスするごどだべ。次も、他で戦争起ぎでるどごも、どごががら避難してきた人だちさも、へば次の段階で、中東がらどが、中国が台湾さ侵攻していったづぎに、台湾がら逃げてきた人だちさやる。へばまだふるさとチョイスのどごさ、それぞれ、ウクライナ、中東どが、台湾どがっていう項目を作っていぐって、そういう意味だがや。

（「そうです、はい。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） よろしいですか。他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決します。本件は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案の通り可決すべきものと決しました。

---

○委員長（橋村誠） 次に、議案第74号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局の説明を求めます。山田交流振興課長。

○交流振興課長（山田由紀子） 交流振興課の山田です。よろしくお願いいたします。

説明の前に同席の職員を紹介いたします。交流振興課主幹の今野です。

それでは、議案第74号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）を事業説明書により、ご説明申し上げます。

資料ナンバー5-1、事業説明書の3ページをご覧ください。

3款1項1目47事業、ウクライナ避難民等支援事業費につきましては、新規に100万円を計上しております。

本事業の目的は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、戦火を逃れ、大仙市に避難された方々が安心して生活を送ることができるよう、その避難民の方々を対象に支援を行うものであります。

次に事業内容について説明いたします。

「4」の「A c t」をご覧ください。

財源は、ふるさと応援寄附金を活用いたします。

支援対象者は、ウクライナから避難された方々のうち、大仙市に住民登録した方となります。

支援金は1人につき50万円、支援回数は1回とし、避難民の方々に直接お渡しいたします。

これまでの支援内容ですが、大仙市では、医療費の一部負担、就学支援などを行っております。

なお、現在、大仙市に避難しているお二人の場合は、身元引受人がおりますので、国からの支援ではなく、公益財団法人日本財団などから生活支援を受けることができます。

本事業は大仙市に避難して来られた方が、少しでも平穏を取り戻し、安心した生活を送っていただくために実施するものです。

今後も引き続き、国や県と連携を図りながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、交流振興課所管の予算について説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） これはいずれ基本的に当然良いわけだけれども、事業説明書の中で、その他でふるさと納税におけるうんぬんって書いて、予算額に達さなかった場合は一般財源で補うと、これはそうだど思ってるんだども、実際にこれ、交付する時って、支給する時、いづぐれなるもんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、山田課長。

○交流振興課（山田由紀子） できるだけ早い時期にと考えております。議会で議決を受けて、まず、すぐにでもと考えております。

○委員（鎌田正） できるだけ早く…、それなばんだども。そうすればよ、これみんながら一口2,000円をもらうごどだども、簡単によ、簡単によ、すぐ早くなば2,000円ずつで100万円集まらねべった。へばその間に市で立て替えるど、そういう意味なんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○交流振興課長（山田由紀子） はい、おっしゃるとおりです。

（「はい、わがった。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい、他に。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） わりす、何回も。ちょっと関連して2、3点。へば、超えだ部分もやるんだでな、100万円を超えだ部分、もしも仮に。当然、差し上げるといごど、まず一つ目。2点目すよ、その税金のごどだすども、当然免除なるごどだども、こごさすよ、国保の「納税通知書到着後減免申請することができる。」って書いてる、送るすか。送ってやる、本人さ。まず1回税金納めれ、どがって。

(雑談あり)

○副委員長（安達成年） すみません、まず納税通知書送るって書いてるので、送んねくてもいいんでねがなど思うんだすども、まずすな。あどその、何年いるが分がらねすども、これがら先のごどだすども、今年の方はもしかへばな、その住民税どが所得税、要はな、税金は免除なる…、まだもう、長くなった時に、来年以降の分についてもそれは考えでるのが、つつうやづっすな。その減免にしてやるってこう、いどうち減免してやるつつうやづなば、当然に仕事すれば給料発生するべし、それは所得税どがの関係も出でるので、市ばりでね話だどもすよ、そごら辺も含めで、お答えをお願いいたします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○交流振興課長（山田由紀子） 1点目ですけども、超えた部分というお話なんですけれども、ここにも書いてますが、原則、まず1回、お1人50万ということで、まず超えても、まず50万円は支給いたします。で、残りの部分は、ふるさと応援基金の方に積み立てておきます。

2点目ですけども、税金なんですけども、国民健康保険税の通知書をまず送ることにはなっていますけれども、減免の申請も一緒にやってもらうので、そこで恐らく届いても日本語分からないので、混乱すると思いますので、そこは私たち、交流振興課がちゃんと説明して、減免申請も一緒に提出するように説明いたします。来年、この後、ずっと長くいることになって、住民税・所得税等なんですけども、まず、ご本人は日本で働くことを、今働きたいということで、日本語を一生懸命勉強しております。そうすると、やはり今度は行政の支援もなんですけども、自分たちで生活する、そういう力も付けなければいけないと思いますので、就職したら、安達委員おっしゃったように、おそらく給料等もありますので、そこはまず大仙市に住んでる外国人と同じように、扱う予定でおります。

○委員長（橋村誠） はい、いいですか。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(橋村誠) ご異議なしと認め、本件は原案の通り可決すべきものと決しました。  
ここで暫時休憩といたします。
- 

休憩 午前11時15分

再開 午前11時19分

---

- 委員長(橋村誠) それでは審査を再開します。

次に、陳情第7号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件について委員の皆さまのご意見をお願いいたします。

これ、暫時休憩して自由討議にします。

---

休憩 午前11時20分

再開 午前11時27分

---

- 委員長(橋村誠) それでは、再開します。

討論はありますか。はい。

- 委員(佐藤文子) ハッピーマンデー化、3連休、これはもう今や定着してきて、そして観光協会等も反対されているというふうな情報をお聞きしておりますので、固定化するというふうなことには、今の時点では賛成はできません。

- 委員長(橋村誠) 他に討論ありませんか。秩父委員。

- 委員(秩父博樹) これについてはいろんな考え方はあるとは思いますが。ただ、歴史的な背景もありながら、ただこの陳情の内容を読んでもみると、未来志向の部分もかなり大きくなって思います。今、それこそ温暖化、問題にされてる中で、海が汚れていっている中で、やっぱりこの海の重要度っていうのを位置付けるっていう、そういうすごい大事な意味合いもあると思います。それこそ日本は島国なので、海洋立国っていう視点がものすごく大事だと思います。そういう意味では、海の日っていう位置付け、あと、それから、国民のそれに対する認識、特に環境というものに対しては、これから本当にしっかり考えていかなきゃいけないっていうふうに思います。そういう意味では、やは

り海の日は特別なんだっていう、そういう思っているのは大事だと思います。なので、私はこれに賛成です。はい、以上です。

○委員長（橋村誠） それでは、これより採決いたします。本件を採択することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手 6名）

○委員長（橋村誠） 挙手多数であります。よって、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第7号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提示したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局より意見書案を配付します。

（意見書案を配付）

○委員長（橋村誠） ただ今配付されました意見書案は、陳情者から提出された案を基に、事務局で作成したものです。意見書案の内容について、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

○委員長（橋村誠） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長（橋村誠） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決しました。これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会します。長時間にわたり大変ご苦労さんでした。ありがとうございます。

午前 11 時 32 分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年 月 日

総務企画常任委員会委員長